

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、地方税の賦課徴収事務において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和4年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税の賦課徴収に関する事務は、地方税法等の法令に従い、以下の13業務で構成されている。各業務の詳細については、「別紙1_事務の内容」に記載する。 1 あて名管理業務 2 個人事業税賦課業務 3 不動産取得税賦課業務 4 自動車税賦課業務 5 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)賦課業務 6 固定資産税(償却資産)賦課業務 7 事業所税賦課業務 8 都民税三割賦課業務 9 軽油引取税賦課業務 10 諸税賦課業務 11 収入管理業務 12 滞納整理業務 13 情報連携業務
③システムの名称	税務総合支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①賦課徴収事務ファイル ②国税連携ファイル ③電子申告ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一第16号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、別表2 28の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都主税局 税制部システム管理課、課税部計画課、課税部課税指導課、課税部法人課税指導課、資産税部固定資産税課、資産税部固定資産評価課、徴収部計画課、徴収部徴収指導課
②所属長の役職名	システム管理課長、自動車税担当課長、課税指導課長、法人課税指導課長、固定資産税課長、固定資産評価課長、計画課長(徴収部)、徴収指導課長
6. 他の評価実施機関	
一	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都主税局総務部総務課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎22階南側 03-5388-2918
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都主税局総務部総務課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎22階南側 03-5388-2918

II しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点		
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
〔 基礎項目評価書及び全項目評価書 〕			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	〔 〕		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	〔 ○ 〕 自己点検 〔 ○ 〕 内部監査 〔 ○ 〕 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	〔 十分に行っている 〕		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

